

令和8年3月15日

成美興業株式会社
代表取締役 佐久間 哲也 殿

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に伴う解体工事
再開に当たっての再々質問書(再質問の再回答含む)

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画
近隣住民及び周辺住民36家族

前略

さて、近隣住民及び周辺住民は、住民らが令和8年3月9日付けで提出した「解体工事再開に当たっての再質問書」に対する貴殿の回答書を、3月13日及び14日に受領した。

しかしながら、近隣住民及び周辺住民らが再質問書として示した全15問(6ページ)の具体的な再質問事項に対し、貴殿の回答書は、質問に真摯に向き合ったものとは到底評価できず、わずか6行の具体性を欠いた抽象的な回答にとどまるものであった。

また、回答が可能であると考えられる質問についても、あえて回答を行わない方針を採ったものと理解せざるを得ない。

このような内容では、一般社会の常識に照らしても、質問に対して実質的に回答したものと到底評価できない。むしろ、回答書を作成・配布したという形式のみを整えたものと受け止めざるを得ず、住民として看過できるものではない。

さらに、貴殿の再質問書に対する回答書の内容は、横浜市長が令和7年12月24日付けで建築主(発注者)FJ ネクストに交付した「意見書」に記載された「工事の着工に当たっては、近隣住民、周辺住民、その他関係者への丁寧な説明を行うなど、紛争が生じないように努めること。」との指摘・指導とも、明らかに相反する(大きくかけ離れた)対応である。

加えて、本件工事は土壌汚染物質の存在が確認されている土地における解体作業であり、その安全性について周辺住民に対し十分な説明を尽くすことは、社会的要請にとどまらず、事業者として当然に求められる安全配慮上の責務に関わる事項でもある。それにもかかわらず、具体的説明を伴わない抽象的回答に終始する対応は、住民の不安を解消するどころか、かえって不信を増大させる結果となっている。

よって、上記全15問の質問それぞれについて、横浜市長が指摘する「丁寧な説明」の趣旨を踏まえ、具体的かつ実質的な再回答を行うよう改めて要請する。

また、今回の再質問書に対する回答書を住民らが精査した結果、新たな追加の質問

も寄せられた。

については、下記のとおり追加の質問を行うので、これについても併せて回答されたい。言うまでもなく、再質問および追加質問に対して丁寧かつ具体的な回答が行われ、住民の安心・安全が確保されたことが確認されて初めて、コンクリート基礎部分の解体工事に着手できるものである。

なお、横浜市の担当課長以下には、令和8年3月13日(金)午後、貴殿の再質問書に対する回答書を持参の上で面談を行い、建築主 FJ ネクストに対し、上記意見書に記載された「丁寧な説明」を行うよう指導することを要請した。貴殿におかれては、横浜市の指導を受けた建築主 FJ ネクストの指示に従う立場にあることから、本件について誠実かつ具体的な説明対応を行うことが強く求められることを付言する。

記

【追加の質問】

令和8年2月21日、町内会館において実施された「解体工事再開に当たっての説明会」において、住民らは、本件土地に存在する土壤汚染物質である

・トリクロロエチレン ・酸化セリウム ・石油ピッチ

について、これらが作業員及び住民に暴露するおそれがあるのではないかとの点を指摘し、質問を行った。

これに対し、貴社の専務および工事部長は、「私が全責任を取ります」との発言を交互に繰り返したが、いずれも抽象的な発言にとどまり、住民からの具体的な質問に対し、実質的な説明を行うものではなかった。

そこで質問する。説明会において専務および工事部長が述べた「責任を取る」とは、具体的にどのような内容を意味するのか、明確に回答されたい。

なお、回答に当たっては、少なくとも以下の観点を含め、具体的な責任の内容を示されたい。

- 医療費の全額負担
- 障害が残った場合の補償の確約
- 土壤汚染に起因する体調不良が疑われる場合、その原因究明に要した費用の全額負担
- 民事上の責任および刑事上の責任

以上の点を踏まえ、どのような形で責任を負うのかを具体的に示した回答を求める。

草々

【注1】 回答書は、これまでと同様に40部まとめて送付されたい。

【注2】 本書簡は、個人情報保護の上で、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。貴社からの回答書についても、同様に掲載することを申し添える。